

「申請に対する処分」の審査基準・標準処理期間

許認可等の名称		動物の飼養又は収容の許可	
根拠法令の名称・根拠条項		化製場等に関する法律（昭和２３年法律第１４０号）第９条第１項	
基準法令名		大阪府化製場等に関する法律施行条例（昭和５９年大阪府条例第４１号）第１２条、１３条及び１４条	
審査基準		大阪府化製場等に関する法律施行条例（昭和５９年大阪府条例第４１号）第１２条、１３条及び１４条の基準に適合していること。	
標準処理期間		文書が提出先に到達した日の翌日から１０日間 ただし、次の期間は含まれない。 (1) 日曜日及び土曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、１２月２９日から翌年の１月３日までの日 (2) 申請に不備のある場合の補正に要する指導期間、申請者自らが申請内容を変更するために要する期間等	
所管部室課名		健康医療部衛生管理課	
内 訳		名 称	期 間
	処分機関	健康医療部衛生管理課	１０日間
	審議機関		
	経由機関		
	協議機関		
備考			
最終改正年月日		令和２年４月１日	

参考

[根拠法令]

《化製場等に関する法律》

第9条 都道府県の条例で定める基準に従い都道府県知事が指定する区域内において、政令で定める種類の動物を、その飼養又は収容のための施設で、当該動物の種類ごとに都道府県の条例で定める数以上に飼養し、又は収容しようとする者は、当該動物の種類ごとに、その施設の所在地の都道府県知事の許可を受けなければならない。

[基準法令]

《大阪府化製場等に関する法律施行条例》

(動物飼養等の許可が必要な区域の基準)

第12条 法第9条第1項の条例で定める基準は、次の各号のいずれかに該当する町又は字の区域とする。

- (1) 人口密度が1平方キロメートル当たりおおむね3,000人以上である町又は字
- (2) 市街的形態をなしている区域内にある戸数が全戸数のおおむね5割以上である町又は字
- (3) 観光地等であるため、特に清潔を保持することが必要な町又は字

(動物飼養等の許可が必要な動物の数)

第13条 法第9条第1項の条例で定める数は、次の各号に掲げる動物の区分に応じ、当該各号に定める数とする。

- (1) 牛 1頭
- (2) 馬 1頭
- (3) 豚 1頭
- (4) 綿羊 4頭
- (5) やぎ 4頭
- (6) 犬 10頭
- (7) 鶏(30日未満のひなを除く。) 100羽
- (8) あひる(三十日未満のひなを除く。) 50羽

(畜舎等の構造設備の基準)

第14条 法第9条第2項の条例で定める公衆衛生上必要な基準は、別表第二の上欄に掲げる施設の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める要件を備えることとする。